

○藤女子大学自己点検・評価規程

制定	1997年12月 3日		
改正	2003年 4月 1日	2003年11月26日	2004年 6月24日
	2007年 7月26日	2009年 4月 1日	2013年 9月17日
	2016年10月 1日	2020年 4月 1日	2022年 2月 1日
	2022年 4月 1日		

(趣旨)

第1条 藤女子大学(以下「本学」という。)学則第2条第2項及び藤女子大学大学院学則第3条第2項に規定する自己点検・評価の実施に関する基本的事項を定める。

(目的)

第2条 本学の建学の理念・教育目的及び社会的使命を達成するために、不断に教育・研究活動等の点検及び評価を行い、その水準の維持と向上を図ることを目的とする。

(方針)

第2条の2 教育研究活動等の水準の維持向上を、本学自らの責任において恒常的・継続的に説明・証明するため、的確な内部質保証システムを構築する。

(委員会の設置)

第3条 前条の目的・方針を達成するため、自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織し、学長が委員長を務める。

- (1) 学長、副学長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、入試部長、図書館長及び事務局長
- (2) グローバル教育センター長、キャリア支援センター長及び教育メディア運営センター長
- (3) 学部及び大学院研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長
- (4) 教職課程委員会委員長
- (5) 第8条に規定する企画調整室の室員

2 委員会が必要と認めた場合には、委員以外のものにも出席を求めることができる。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、次の事項を検討し実施する。

- (1) 内部質保証に必要な学内組織の設置と学内規程の整備
- (2) 自己点検・評価の実施サイクル及びスケジュールの策定
- (3) 教職課程に係る自己点検・評価
- (4) ファカルティ・ディベロップメントの推進
- (5) スタッフ・ディベロップメントの推進
- (6) 改善策の決定と推進
- (7) 自己点検・評価に必要な評価方法の組み立て
- (8) 内部質保証に必要な学内情報のデータベースの整備
- (9) 自己点検・評価結果の活用
- (10) 外部評価に関すること
- (11) 自己点検・評価の結果公表
- (12) その他、内部質保証に必要なこと

2 委員会は、前項に掲げる具体的事項を調査・検討・実施するため小委員会を置くことができる。

第6条 削 除

(結果の公表)

第7条 委員会は、自己点検・評価の実施体制・方法・結果の活用等について定期的に見直しを行い、これを公表する。

(企画調整室)

第8条 内部質保証を推進するために、企画調整室を置く。

2 企画調整室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成9年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、2004年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、2007年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、2016年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。